

釜石市単独支援策〈テイクアウト・デリバリー補助金〉

～釜石市新型コロナウイルス感染症対策飲食店業務拡張支援補助金～

釜石市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、新たにテイクアウトやデリバリー等を始めた事業者の方に対し、事業にかかる経費を補助します。〔令和2年5月20日開始〕

1. 対象となる事業者（下記のいずれにも該当する事業者）

- (1) 釜石市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金の交付を受けた法人又は個人
- (2) 新たにテイクアウトやデリバリーを始めた飲食業を営む法人又は個人

2. 対象となる経費

- (1) 仕出し、弁当を新たに始めるため、厨房を改修した費用
- (2) 新たな販売カウンターの設置費用
- (3) インターネット注文を可能にするためのシステム構築費用
- (4) チラシ作成及び新聞折込に係る広報費用【上限10万円】
- (5) 消耗品（デリバリーやテイクアウト用容器の購入費）【上限5万円】
- (6) その他、初期費用として市長が適当と認めるもの

■令和2年2月1日～6月末日
までに支払ったもの
■申請は1回限り

※対象としないもの

備品（イス、テーブル等）、厨房機器（調理器具等）、パソコンや車両の購入費、人件費、食材など

3. 募集対象期間／申請期限

令和2年2月1日から令和2年6月30日まで / 申請期限：令和2年7月31日（金）

4. 補助金額

■補助対象経費の1/2 ■上限額50万円

5. 申込から補助金受け取りまでの流れ

- (1) 交付申請書の提出（事業者→市）①申請書 ②同意書 ③新規で開始したことが確認できるもの
- (2) 交付決定（市→事業者）※事業の採否を審査
- (3) 交付請求（事業者→市）①請求書 ②対象経費の支払証明
- (4) 補助金の支払い（市→事業者）※申請者の口座へ振り込みます

6. 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、申請は郵送にてご提出ください。
- (2) 事業の実施にあっては、衛生面に十分配慮して下さい。
- (3) 新規営業許可等に関しては、保健所にご相談下さい。

■申請書送付先・お問い合わせ先：市商工観光課 観光物産係
〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 ☎（直通）27-8421